	•
Title	所謂「Fiscal Feudalism」の一面
Sub Title	Some regal foundations of the financial policies under the Early Tudor Kings
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1962
Jtitle	史学 Vol.35, No.2/3 (1962. 12) ,p.113(269)- 142(298)
JaLC DOI	
Abstract	The writer of the present article intended to analyse some legal foundations of financial policies under the early Tudor kings. Much has been discussed of the policies undertaken by early Tudor kings, especially Henry VII with eye to exacting as much of money as possible and facilitating the collection of taxes. But not enough of effort has been spent to make clear on what legal foundations these policies were legally justified. Here, on the examination of the schalarly edition of Robert Constable's "Prerogativa Regis", established with notes by Professor S. E. Thorne, the wrighter attempted to show how the "Prerogativa Regis", that is the royal rights as feudal overlord ship, was expanded by early Tudor kings with the intention of meeting the financial exigencies.
Notes	間崎万里先生頌寿記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19621200- 0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(二六九) 一一三	所謂「Fiscal Feudalism」の一面
、第に人々の注目が集り、これに対する註釈が、法学者によつ	共に、中世法上の「国王特権」を記載した文書に対して次第に人々の注目が集り、これに対する註釈が、
この文書の由来その他の考証は後述するが、 Henry VII による Tudor 王朝の建設と	約して記載したものであつた。この文書の由来その他の考
は当時の「国王特権」の法的内容として考へられたものを要	は、現在 Statutes of Realm に所収されているが、これは当時の「国王特権」
此所に言う「Prerogativa Regis」とは十三世紀後半に書かれたと思われる逸名の一文書である。 同書	いのである。此所に言う「Prerogativa Regis」とは十
そとしての王権論とは、それ自体としては直接的な係はりはな	ではなく、従つて中世末に見られる国王権力の強化の主張としての王権論とは
ここに取上げた「Prerogativa Regis」とは、政治思想の一つとして考へられる謂はば抽象的な「国王大権」の意味	ここに取上げた「Prerogativa Regis」とは、政治思想
ごきたい。	かを、一五世紀未の一法律家の作品を中心として考へて行きたい。
うした問題を一応離れて、初期 Tudor 朝治下に於ける「封建制」がいかに変容し、又いかに王権の強化策に奉仕した	うした問題を一応離れて、初期 Tudor 朝治下に於ける「
特に初期 Tudor 朝の位置付けは興味あると共に又極めて困難な問題であると言ふべきであろう。ここではしかし、こ	特に初期 Tudor 朝の位置付けは興味あると共に又極めて
いては、所謂「連続性」をめぐる論争もあつて、Tudor 朝、	は極めて大きい。更に、周知の如く、特にイギリス史に於いては、所謂
をなす時代として、イギリス史上に於ける Tudor 朝の意義	「中世」から「近世」への転換期、或は、「近世」の発端をなす時代として、

所謂 [Fiscal Feudalism] の 面

森 岡 敬 郎

この謂わば apocrypa に相当する部分も、そのような形でこれら写本に含	の集成が、写本の形に於いて存在して居り、この謂わば apoc
に、法学者の用に供すべきものとしてその以前に Statutes	ものが収集せられて、ここに採録せられたと言うよりも、既に、法学者の用に供すべきものとしてその以前に Statutes
みによつてこれらの Statutes 又は Statutes と思われる	わしいものも収録せられているのである。単に編者の判断のみによつてこれら
のみならず、更には果して Statutes であつたか否かが疑	が収録せられているように、ここには年代不明の Statutes のみならず、更に
これは「聖書」に於いて旧約聖書の終りに、所謂 apocrypa	不明の幾つかの Statutes が一括して収録せられている。これ
録した後半(Nova Statuta)とに分れ、その間に、年代	した前半(Vetera Statuta)と、それ以後の Statutes を収録した後半
Edward II の治世の末年に至るまでの Statutes を収録	に、後代の編纂物であると言へよう。同書の構成を見るに、
周知の如く、現在の Statutes of Realm は、一五八八年に編纂・公刊せられたものであつて、夫故	ことは出来ない。周知の如く、現在の Statutes of Realm
されているのであるがその故に Statute の一つと考える	この文書は先述した如く、Statutes of Realm に現在所収されているのであるがその故に Statute の一つと考える
ならない。	先づ最初に「Prerogativa Regis」について述べなければならない。
	<b>δ</b>
と関係を有していたものであつたことを附言すべきであろ	その故に、これら法学者の註釈も、当時の現実の行政の実体と関係を有してい
の諸々の手段の法的基礎として 依拠せられたこと、そして	発するものではなくして、 Tudor 朝初期の財政強化のための諸々の手段の法的基礎として 依拠せられたこと、そして
対する法学者の註釈も、単なる懐古主義や好事家的興味に	Regis」が Tudor 朝下に於いて全くの死文であり、それに対する法学者の註
埋解し得るであろう。更にこの中世文書たる「Prerogativa	対主義の下に奉仕すべく変容せしめられているかを具体的に理解し得るであろ
がいては中世の「国王特権」がいかように所謂 Tudor 朝絶	は、この二世紀の期間に行われた封建関係の変化と又一方に於いては中世の「国王特権」がいかように所謂 Tudor 朝絶
五世紀末又は一六世紀初頭の註釈を通じて、一方に於いて	て試みられるに至つた。この一三世紀後半の文書に対する一五世紀末又は一六世紀初頭の註釈を通じて、一方に於いて
(二七〇) 一一四	史 学 第三十五巻 第二・三号

所謂「Eiscal Feudalism」の一面 (二七一) 一一五	じても、少くも、全く無視されていた文書ではなかつたことは明らかである。しかしこの文書が特に注目されるに至つ じても、少くも、全く無視されていた文書ではなかつたことは明らかである。しかしこの文書が特に注目されるに至つ じても、少くも、全く無視されていた文書ではなかつたととは明らかである。しかしこの文書が特に注目されるに至つ	

史 学 第三十五巻 第二・三号

(二七二) 一二六

たのは、一五世紀末葉のことと言わなければならない。

註

- (1) 例えば Maitland は、一三四六年に、王の特別の許可なくして行はれた alienation 禁止政策が過度に拡張して行はれたか ann. 20, pl. 17)° Pollock and Maitland History of English Law. Vol. I, p. 338 否かの判定のために、裁判所に、「Prerogativa Regis」が原告の根拠として提出された例を記している(Lib. Ass. f. 73
- 2 Collected Papers of F. W. Maitland. (ed. Fisher.) Vol. II. pp. 182~189
- (co) Holsworth, Hist. of English Law. Vol. II, p. 378.

本「Prerogateva Regis」は『common law の原則を確認したものである。と言うのは、全ての Statute はそれが作成された年 ある最初の七条の本文は次の如くである。 代の記載があるのに、 文書は年代の記載がない。 云々』(Collected Papers, Vol. II, pp. 188~9.)と云つてゐる。 ここに関係の (補説) F. W. Maitland は、「Prerogativa Regis」が、 rules of courts の如きものであつたものと考えている。即ち彼は、

- Dominus rex habebit custodiam omnium terrarum eorum qui de ipso tenent in capite per servicium militare usque ad legitimam etatem heredum, exceptis feodis archiepiscopi Cantuariensis, episcopi Dunelmensis inter per huiusmodi servicium, dum tamen ipsi tenuerunt de rege aliquod tenementum ab antiquo de corona de quibus ipsi tenentes fuerunt seisiti in dominico suo ut de feodo die quo obierunt, de quocumque tenuerunt cti archiepiscopus, episcopus, comites, et barones habent huiusmodi custodias, licet alibi tenuerunt de rege Tyne et These, & feodis comitum et baronum de marchia in marchia ubi brevia regis non currunt, et unde predi
- 2 sint ab antiquo de corona sive de escaetis que sunt in manu domini regis sive habuerit maritagium ratione Rex habebit maritagium heredum infra etatem et in custodia sua existencium sive terre heredum predictorum de aliis tenuerint. custodie terrarum dominorum eorundem heredum, nullo habito respectu quo ad prioritatem feoffamenti, licet

- ώ Rex habebit primam seisinam post mortem eorum qui de eo tenent in capite de omnibus terris et tenementis de quibus ipsi fuerint seisiti in dominico suo ut de feodo cuiuscumque etatis heredes ipsorum fuerint, cepit homagium huiusmodi heredis, capiendo omnes exitus eorundem terrarum et tenementorum donec facta fuerit inquisicio prout moris est et
- .თ 4. Item assignabit viduis post mortem virorum suorum qui de eo tenent in capite dotem suam que eas contingit, Si una hereditas que tenetur de rege in capite descendat participibus tunc omnes illi heredes faciunt gratiam habuerint. Mulieres eciam que de rege tenent iu capite hereditatem aliquam jurabunt similiter satisfecerint ad voluntatem regis. Rex capiat de exitibus quousque huiusmodi mulieres per huiusmodi cuiuscumque fuerint etatis quod non maritabunt se sine licencia regis et si fecerint terre et tenementa regis Edwardi estimari consuevit ad valenciam predicte dotis per unum annum ad plus, nisi uberiorem districciones seu viri earum finem faciant ad voluntatem regis et illa voluntas tempore regis Henrici patris ipsarum eodem modo capiantur in manu domini regis quousque satisfecerint ad voluntatem doini regis. fecerint tunc rex capiet in manum suam omnes terras et tenementa que de eo tenent in dotem donec heredes fuerint plene etatis vel infra etatem, jurabunt quod non maritabunt se siue licencia regis, et si licet heredes fuerint plene etatis, si vidue voluerint, et vidue ille ante predictam assignacionem dotis, predicti
- Si mulier ante mortem antecessoris sui qui de rege tenet in capite ante annos nubiles maritata fuerit tunc eorum extunc partem suam tenebit ex rege. homagium regi et illa hereditas que tenetur de rege participabitur inter heredes illos ita quod quilibet
- . С rex habebit custdiam corporis ipsius mulieris usque ad etatem quod consentire possit & tunc elight ipsa utrum maluerit habere in virum illum cui primo maritata fuerit vel alium quem rex ei optulerit
- .7 Nulus qui tenet de rege in capite per servicium militare poterit alienare maiorem partem terrarum suarum ita quod residuum non sufficiat ad faciendum inde servicium sine licencia regis, sed hoc non consuevit

所謂 Fiscal Feudalism の一面

(二七三) 一一七

coln's Inn に於いて Sergeant at Law の資格を得た Robet Constable が行つた Reading である。彼はその題材 of Court に於いて行われたことは周知の所であろう。この小論に於いて問題として取上げているのは一四九五年 擇ぶに至つたのもこのような現実との関聯に於いて理解されなければならない。次にこれらの Reading を通じて中世 Tudor 王朝の成立と共に、「Prerogativa Regis」への関心が著しく昻まつたと考へられるのである。 についての Reading が現在に至るまで発見されている。この内、一四八五年以前のものは一つもないのである。即ち 五年、Thomas Frowyks も又 Inner Temple に於いて、同じこの「Prerogativa Regis」についての Reading を 的な「Prerogativa Regis」が、即ち、封建法下に於ける特殊の封主としての国王が、 直属封臣に対して有していた権利 が新王朝の財政々策の法的根拠として新たに利用されることになつたのであり、若い法学者が Reading の主題として た一私文書であり、中世末期を通じて Statute としての異議なき地位を確立することもなかつた「Prerogativa Regis」 のは「Prerogativa Regis」であつた。即ち一三世紀の封建法下に於ける特殊な封主としての国王の権利内容を記述し 行つて居る。一五六七年の著名な Exposition of the Kinges Prerogative に至るまで、八の「Prerogativa Regis」 の Reading に於いて「Prerogativa Regis」が題材として撰ばれたのは、この彼の場合のみではなく、同じく一四九 として「Prerogativa Regis」を撰び、その最初の七ケ条に対して、註解を施したのであつた。更に、 Inns of Court 事実 イギリスに於ける法学教育、特に Common Law の教育が、ロンドンの四の Inns of Courts を初めとする 史 rex arentare huiusmodi serjantias per rationabilem extentam inde faciendam. intelligi de membris et particulis terrerum earundem. Henry VII の治世の初期に、財政的窮乏を救うための強力な政策が執られているが、それらの法的根拠とした 学 第三十五巻 第二・三号 De serjantis alienatis sine licencta regis consuevit (二七四) 一 八 - Lin-Inns

が、所謂 Fiscal Feudalism の名を以つて呼ばれる Tudor 新王朝の元でいかなる変容を遂げつつ、新らしい目的に 仕したかを考える前に、Henry VII の財政々策について簡単に触れなければならないものと思われる。

註

(ー) Robert Constable ゼ Sir Robert Constable of Flamborough (Yarkshire) し Sir Roger Wentworth of Nettlestead inquiry に加わり、この問題について実際的知識をもつていたものと思われる。その後もこの仕事を続けられたらしい。彼は巡回 裁判官に任ぜられていることもあるが(一五〇一年五月二五日、七月六日)、主として Chancery で活躍し、一五〇一年一一月二 なる。との時彼は大体三五才位であつた。彼がとの「Prerogativa Regis」の Reading を行う以前に、彼は commission of 治世四年に Autumn Reader に挙げられ、翌年 Governor of Inn となる。一四九五年、一一月一二日 Sergeant-at-Law と (Suffolk)の娘 Agnes との間に生れた六人の子の末二子で、一四七六七年に Lincoln's Inn に入学を許され、Henry VII の 二日に死亡した。

2

(イ) Robert Constable. (一四九七年) Lincoln's Inn

(口) Thomas Frowyk. (一四九七年) Inner Tempble.

<u>ි</u> Hargrave MS. 87' fol. 142~76. (2より後一五〇二年以前?) Inner Temple.

()) John Spelman. (12. Henry AIII), Gray's Inn.

(4) William Staunforde. (36. Henry VIII), Gray's Inn.

(これが彼の Exposition of the Kinges Prerogative(一五六七年)の最初の部分をなすものと思われる。)

(() George Willoughby, (3 Edward VI), Inner Temple.

(ト) U. L. C. MS. Ee. 5. 22. fol. 338~63. (4. Henry VII 以前か)

F U. L. C. MS. Hh. 36. fol. 55~70. (Henry VII の初年、4. Henry VII 以前か) (Thorne, Prerogativa Regis, pp. xlvi~li).

-

所謂 Fiscal Feudalism の一面

(二七五) 一一九

収入、封建的諸権利より生ずる収入の四つの源泉を数へることが出来る。そのうち、王領地	この臨時収入と並んで他方「王位の通常収入」と称すべきものは、主たるものとして、王	った。	るものであつたから、対外的危機が去り又財政的窮乏が一応解消すれば、次第に国王はこの	た臨時課税が行われている。しかしこうした議会に依存する臨時課税の方法は、必然的に議	ろう。今 Henry VII 治世の初期の臨時課税を見るに、一四八七年、一四八九年、一四九六	体をなすものは臨時課税であり、この方法は、イギリスに於いては、議会の同意を必ず必要	収入である。この臨時収入には、強制借入その他議会の同意を経ずして獲得せられた収入も	中世の国王の収入は大別して二つの源泉から生じたものと言われる。その一つは、王位の	たのも、彼の並々ならぬ財政強化策の賜であつたに他ならない。	人、ブルトン人の金融業者からの債務を負うてすらいた彼が、治世の末年にはヨーロッパ随	初からこの真理を深く心に刻んでいたと言われる。即位当時には財政的には全く無力な状態	中世末期の歴史が示しているように、国王は、財政窮乏である限り強力とはなり得ない。	、 King's Prerogative," (E. H. L. LVI. pp. 54~58).	の実施に伴い、幾多の問題が生じ、ここに法学者が封建制度下の最高封主としての国王の地位を規定した「Prerogativa Regis」(3)国王の封建的権制を確保し、収入を増加せんがための commission of inquiry は、 Henry VII の治世第一年から始つた。 <	史 学 第三十五巻 第二・三号 (二七六)
	主たるものとして、王領地収入、関税収入、裁判		ば、次第に国王はこの方法に依拠しなくなつて行	の方法は、必然的に議会の政治的発言力を強化す	一四八九年、一四九六年などに、議会の同意を得	議会の同意を必ず必要としたことは周知の所であ	て獲得せられた収入もあつたが、原則として、主		•	末年にはヨーロッパ随一の富裕を誇ることが出来	的には全く無力な状態にあり、否むしろフランス	強力とはなり得ない。 Henry VII は、治世の当	a Regis, p i. W.C. Richardson; "The Surveyor	としての国王の地位を規定した「Prerogativa Regis」nquiry は、Henry VII の治世第一年から始つた。こ	(二七六) 110

ものとして映つたことは当然であろう。
(w) 封建的附帯義務の財政的意義が、議会の介入を避けつつ収入の増加をはかることを意図した Henry VII にとつては特
この政策の実行を許さなかつたのである。しかし、一四八五年以来、Tudor 朝を迎え、王権の強化が漸次進むと共に、
必要であること、その一つの手段としての封建的附帯義務の重要性を説いているのであるが、当時の王権の微弱は至底
John Fortescue は、その著 The Gooernance of Enland に於いて王権の強化のためには国王の財政状態の改善が
封建的附帯義務を財政的な手段として利用するという考えは、 Tudor 朝に始つたもの で は な く、既に一四七六年
翼として大に活用したのであった。
に行われていない法の再生を図つて裁判収入を挙げたりしたが、又、後者については著しい努力を図つて、収入源の一
も努力を傾注したのはこの分野であつた。例へば前者については、死刑を出来得る限り罰金刑を以つて代替したり、既
ては、王領地収入及び関税に比して算定が困難であり、又年々の変動も多かつたと思われる。しかし Henry VII の最
改善策が試みられたにも不拘、王領地収入には達し得なかつた。第三の裁判収入、第四の封建的諸権利より収入につい
nage and Poundage とがあるが、徴収方法の不備その他の理由から、期待される額の収入を得ることを得ず、幾多の
出税 (magna 及び parva custuma) 及び議会の同意によつて Henry VII が終身にわたり徴収を認められていた Tun-
次いで関税収入に関しては、王の特権の故に伝統的に認められている wool, woolfells, 及び leather に課せられる輸
用を差引いたものについても、統治初年の六五〇ポンドから、やがて六・五〇〇ポンドに増大したと推定されている。
所領のみで 年一〇〇〇ポンドの 収入を増したと言はれる。)等により、王領地の著しい増大を見、領地経営その他の費
の王領地に加えて、Lancaster 家領、Richmond(Tudor)家領の継承、又反逆行為による没収(William Stanley の

		·
	財政史或は財政制度史の上から見た研究は、近年著しく活潑に行われ、例へばして、封建的附帯義務よりする収入が重要性をもたなかつたことはなかつた。対しては特別に免除を認めるなど、或る程度の緩和、後退の行われていることはの任務遂行の公正を規定し、或いは又、不当な Inquisition の犠牲者の救擠を	扨、このような一聯の財政々策を、財政史或は財政制度史の上から見た研一事実であるが、しかし Tudor 朝を通じて、封建的附帯義務よりする収入が重定め、又、戦死した直属封臣の子供に対しては特別に免除を認めるなど、或る
	ーによつて排せられたし、又同じく Henry VIII の初期の Sta- によつて排せられたし、又同じく Henry VIII の初期の Sta-	民間の憎悪の故に、He されまでの発展はしか イいていたのである。 ナオンナースの林邦に
. *	はなかつた。その根処は「Premorativa Regist であった。そして又たり「Premorativa Regist こよつて、過去ともしい非難となつて現われているように、人々に憎悪を以つて迎えられたとは云え、何等法的根拠なくして行われたので央機関の設立を見るに至つた。これら一聯の施策は時に、例えば一五〇二年の議会に於いて Commission に対する激やがて一五四〇年には、遂に Court of Wards and Liveries の設立を見、この封建的附帯義務の問題を処理する中	はなかつた。そり根処は「Prernorativa Regis」であった。そして又とり「Fしい非難となつて現われているように、人々に憎悪を以つて迎えられたとは二央機関の設立を見るに至つた。これら一聯の施策は時に、例えば一五〇二年のやがて一五四〇年には、遂に Court of Wards and Liveries の設立を見、
	三年には Sir John Hussey を中心として王の後見権に関する仕事に対して責任をもつ官吏を任命し、附帯義務の強化が行われたのである。この政策遂行の中心となつたのは Empson, Dudley 等であつCommission は、末端部門に於ける怠慢を正し、中世封建法下に於ける国王の封主として、直属封臣	た。更に一五〇三年には Sir John Hussey を中心とっに対する封建的附帯義務の強化が行われたのである。れた。これらの Commission は、末端部門に於ける台
	法学者を加えた一〇人程度のメンバーからなる Commission の地方派遣などが行わGentry 出身の Escheater に代つて、直接封の授受、移動、相続又「隠されたる土の治世の初めから幾多の措置が執られている。例えば Inquisition Post Mortem の二・三号(二七八) 二二	との調査のために、有能な法学者を加えた一一四九一年以後、Country Gentry 出身の目的のために、Henry VII の治世の初めか更 学 第三十五巻 第二・三号

Court of the Augumentation (Louisiana State Univ. 1962) Hurstfied, Queen's Wards (Harvard, 1958). Elton, Revolution in Tudor Government (Camb. 1953), Bell, Introduction to the Court of Wards and Liveries Regis」の他の Reading 及び当時の法令、判決等を比較研究して、註解を試み、上述の財政的諸措置の依拠する法理 を明かにしたのが、S. E. Thorne 教授の業績であつた。 ない憾がある。この点に注目し、Robert Constable の Reading の本文を写本より校訂公刊し、更に「Prerogativa などの名著を数えているが、しかしこれらの政策の基礎となつた法理論そのものについては、比較的研究が行われてい (Cambridge, 1953), Richardson, Tudor Chamber Administration (Louisiana State Univ. 1952), ibid., The 2 1 3 註 Sir John Fortesque; Governance of England, p. 224. Richardson; "The Surveyor of the King's Prerogative" (E. H. R. Vol LVI. pp. 52~57). Elton ; England in Tudor Age. pp. 29~35 and better to the tune of Prerogative and Allegiance, then all his predecessors had done. (N. Bacon, Laws not, Popularity will; like a good Solidier, whilst his strength is full, he sallies upon the people's rights, and Government, pt. ii. 114). in regard to their persons, with such cunning conveyance, as he taught the people to dance more often Then casting his eye upon the Government, and finding it of mixt temper, wherein if Royalty, preoails Richardson は Henry VII の政策の性格を示すために、Bacon の次の言葉を引いている。

4 例えば一四八六年一月、John Venables 及び Batholomew Westby ("learned in the law") は、Northamptonshire, Leicestershire, Somerset, Dorset, Kent, Middlesex の土地の inquest を命ぜられている。その他同年八月には一 commissions が同地に派遣されている。

所謂 Fiscal Feudalism の一面

(二七九) 二二三

完徹し得なかつた。	らかにしようとしたものと言われている。しかしこの要求は、£40.000 の支払に対する議会の同意によつて妥協し、国王の意図はる。その一つは、当面の財政政的危機を救う事であり、他はこの徴収を通じて、国王直属封臣がいかなる封を保有しているかを明に、封建法下は於いては、全国王直属封臣によつて支払われるべきものであつた。この要求には二つの目的があつたと言われてい	長女のスコットランド国王との結婚を理由として一つの aid と合計二つの aid を議会に要求している。この二つの aid は、共(補註) 一五〇五年に、Henry VII は、既に死亡した長子 Arthur の騎士敍任の年に当るので、それを理由にして一つの aid と、	Bonds for special Liveries, 1.2651.	Bonds for sales of Wards 2.177 l.	(P. R. O. E36/248, pp. 83~90).	Arreas of Wards' lands 2.009 l.	一五〇五八六、Issues of Wards' lands 6.4341.	(Dietz, English Government Finance, 1485~1558, p.	Bonds for special Liveries, 2.0251.	Bonds for sales of Wards 1.867 <i>l</i> .	(P. R. O. E. 36/247, pp. 159 seq).	Arrears of Wards' lands, 2.1431.	一五〇四一五、Issues of Ward's land 5.1101.	(6) 附表参照、又 Bell は、一五〇四/五、一五〇五/六の向年の Wardship に	(15) Hurstfield; Queen's Ward's, p. 15.	gative," F. H. L. Vol. LVI, p. 55).	133, 161~2, 165, 178, 181, 208, 212, 214, 307, 322 に見えている。(Ri	彼の治世の初めの土地関係の調査のための Commissions については、Cal.	史 学 第三十五巻 第二・三号
	対する議会の同意によつて妥協し、国王の意図は国王直属封臣がいかなる封を保有しているかを明。この要求には二つの目的があつたと言われてい	を議会に要求している。この二つの aid は、共年に当るので、それを理由にして一つの aid と、					1	p. 39)						による収入を次の如く引用している。			Ë	l. of Pat. Rolls. Henry VII. 1485~94, i, 132,	(二八〇) 一二四

(二八一) 一二五	所謂 Fiscal Feudalism の一面
規定は本来、即ち一三世紀後半に於いては、軍務付き封の保有者にしても間接保有者、又 sergeant 保有、 socage 保	規定は本来、即ち一三世紀後半に於いては、軍務
しかしこの制限は全てを覆うものと理解すべきである。従つて、「Prerogativa Regis」そのものについて言へば、 諸	しかしこの制限は全てを覆うものと理解すべきで、
e ipso in capite per servicium militare) と明記されているが、	務に対して直接国王から保有する者」(qui de ipso in capite
このことは「Prerogativa Regis」第一条後見権の規定に関しては「軍	る者にのみ妥当するものであったと思われる。こ
以上の土地を移譲し得ざることを、夫々規定したものであつた。これらの諸規定は、国王から直接軍務付き封を保有す	以上の土地を移譲し得ざることを、夫々規定した
及び結婚同意(━決定)権を、第七条は直属封が国王の許可なく一定	未成年にして既婚の・女子相続人に対する後見権及び結婚同意
第三条は primum seisinum を、第四条は寡婦財産設定権を、第五条は共同相続を、第六条は、直属封臣の死亡当時	第三条は primum seisinum を、第四条は寡婦
の第一条は後見権(custodium, Wardship)を、第二条は結婚同意(≕決定)権(manitagium, Marrige)を、	こ の 第 一 条 は 後 見 権 ( custodium, Wardship)
いかなるものであつたろうか。	あつた「Prerogativa Regis」の初めの七条とはいかなるものであつたろうか。
先づ Constable が Reading の主題として取上げ、又 Tudor 王制の財政々策の法的根拠でも	を看取し得るのである。先づ Constable が Read
部をなす「封建的附帯義務」がいかに変化したか、又封建関係そのものがいかに王朝によつて変化しせしめられたか	一部をなす「封建的附帯義務」がいかに変化した
Constable その他の Reading に良く反映している。ここにこれらの註釈の内容を検討することによつて、封建関係の	Constable その他の Reading に良く反映してい
Regis」を自己の目的に奉仕せしめるために、 意識的に変容も加えなければならなか つ た。 こうした変容は(Robert	Regis」を自己の目的に奉仕せしめるために、 意識
ptores(一二〇九年)の制定も見られ、封建法自体の進化も著しかつたのみならず、Tudor 朝は又この「Prerogativa	ptores(一二〇九年)の制定も見られ、封建法自生
単要な Statute of Gloucester(一二七六年)Statute of Quia Em-	るのみならずこの間にイギリス封建法上、極めて重要な Statute of Glouces
しかし一三世紀後半と一五世紀末葉との間には、約二世紀が経過して居	dor 朝の財政々策との関聯に於いてであつた。し
に述べた如く「Prerogativa Regis」への関心が Tudor 朝初期から昻つて来たのは、前節に於いて略述した Tu-	既に述べた如く「Prerogativa Regis」への関
•	

いてあった	いて移譲の編集一人の谨加圭臣の什らに二人の谨加圭臣カ生才た訂てあった	こて移譲の編果一人の
王の直属封臣となるという原則さへも、主張されている。この原則によ	授与者の間には封建関係は設定されず、王の直属封臣となる	者と、授与者の間には
又 fee simple の保有者がその封の一部を第三者に in tail 又は for life で与えた時、これらの限定の封の保有	の保有者がその封の一部を第三者に in tail	し、又 fee simple
いかなる関係に於いて土地を保有するか陪審員に判定し得ざる場合には軍務付き国王直属封臣関係が擬制せられた	於いて土地を保有するか陪審員に判定し得ざる	は、いかなる関係にな
の治世に行われた教会領の没収は全くの国王直属封臣の創出を助けたし、又 Edward VI 第二年の一 Statute	れた教会領の没収は全くの国王直属封臣の創出	VIIIの治世に行われ
が擬定され、又行政府は、相続、その他に於いて、能うる限り多数の直属封臣の創出に努めたのである。例へば Henry	<b>村は、相続、その他に於いて、能うる限り多数</b>	が擬定され、又行政府
socage 保有すらにも、軍務付き直属封授受の関係	定なくして国王から賦与されている時、又時には sergeant 保有、	定なくして国王から
wardenship などの office, 又 warren, wreck, market, fair その他の frachise 要するに無体物を明確な義務の規	office, 🗙 warren, wreck, market, fair 🕅	wardenship などの
rent charge, rent sack, annuities, stewardship,	例へば、単に軍務付き封のみならず、advowsom in gross, rent	った。例へば、単に軍
々をその埓内に収め国家収入を増加せしめるためには、幾他の法的擬制と意識的な行政措置とが併せ用いられたのであ	国家収入を増加せしめるためには、幾他の法的	々をその埒内に収め日
;ativa Regis」の網目を出来るだけ拡大し、多くの人	のみでは、Tudor 朝の財政的目的には充分ではなかつた。「Prerogativa	のみでは、Tudor 朝
の数が可成り増加したものと思われるが、しかしこれ	なつた者など、一三世紀後半よりの二世紀間に自然に国王直属封臣の数が	なつた者など、一三世
の消滅、国王の中間封買収に由る同様の現象、又傍系親よりの相続による国王直属封の取得により新たに国王直属封臣と	「買収に由る同様の現象、又傍系親よりの相続」	の消滅、国王の中間封
lord を経て国王と結ばれていた従位受封者の国王直属封臣への地位上昇、又相続人断絶によつて生じた中間封	国王と結ばれていた従位受封者の国王直属封臣	mesne lord を経て国
tson 又は felony のために中間封が消滅し、本来	軍務付き封保有者しかその網目に捉え得ない。勿論この間に、treason	軍務付き封保有者した
は、一三世紀の後半のままに於いては、国王直属の	従つてこの法原則に依拠して封建当附帯義務の要求を行う場合には、	従つてこの法原則と
ったのである。	有によつて国王より直接保有するものは、この諸原則が妥当しなかつたのである。	有によつて国王より声
(三八三) 一三大	第三十五巻第二・三号	史学

. - •

(二八三)一二七	所謂 Fiscal Feudalism の一面
して、封主の単なる財源と化して行つた。国王は最高の封主	がて封建制度の軍事的意義が薄れると、本来の意味を喪失して、封主の単な
義が重要であつた限りは、正当な存在理由を持ち得たが、や	こうした封主の権利は、封建制度がその本来の軍事的意義が重要であつた
	ずる根拠があった。
を得ない。ここに、封主の結婚同意権即ち、Marriage が生	主は又女子相続人の結婚に対して何等かの干与を行わざるを得ない。
かんは、当該女子相続人の選ぶ配偶者いかんに左右された故に、封	相続人が女子の場合には、封の帰属、又戦斗力のいかんは、
相続人自身に対してと、二種の後見権の発生し得たのであつた。又	未成年者の保有する封に対してと、又未成年者たる相続人
対して権利を	遂行に堪え得る封臣を得るべく、未成年者たる相続人の教育に
年の場合には、良い軍士として封建的義務の中枢である軍務	の生れる根拠があるとされている。又、封主は、封臣未成年の場
うことが原則であつた。ここに封主の封に対する Wardship	その土地を収め、或はそれによつて他から軍務を得るということが原則であ
により武器を執ることの不可能な場合には、封主が一時的に	し、相続人たる新受封者が未成年であるか、或は他の理由により武器を執る
軍務付き封の受封者は、四〇日間の従軍義務を負つていたが、受封者死亡	Norman Conquest に引続く一世紀間に、軍務付き封のF
れと関聯して Marriage が考察されるべきであろう。	先づ第一に取上げるべきは Wardship であるが、又それと関聯して Ma
	次にこれらの諸義務について箇別的に考察して見よう。
The Queen's Wards; pp.	(α) Thorne, Prerogativa Regis, p. xiii. Hurstfield, J
	(a) Thorne, Prerogativa Regis, pp. 5~6.
	(1) この点は Holsworth その他諸家の認める所である。

<u>.</u>

「Prerogativa Regis」に於いては、この国王の封建的権利は、軍務封の保有者に対してのみ認められていたにすぎこの規定は Constable に於いていかに解釈されていたであろうか。	「Prerogativa Regis」に於いては、この国王の封建的権利は、軍変この規定は Constable に於いていかに解釈されていたであろうか。
う。 られたるとを問わず、Magna Carta C. 31 条の規定ある場合を除き、全	ての土地に対して後見権を有したのであつた。 王より授封せられたると他の封主より授封せられたるとを問わず、Magna
イ主たる国王に権利を有し、更に、当直属封臣の保有する土地は、全て、国	れ又相続人の結婚に対しては、男女共に、封主たる国王に権利を有し、
国王より直接保有する封臣の相続人が未成年な時、その相続人が成年に達するまで、その身柄に対する後見権を認めらカン・オートオレゴレートです。	国王より直接保有する封臣の相続人が未成在
たろうか。これよ王に「Premorativa Regist の記述する内容と申さなければならない。それこよれば、軍務寸き討を扨、一三世紀後半に於ける国王の直属封臣に対して有していた Wardship と Marriage の内容はどんなものであつ	たろうか。これはEC「Premorativa Regist の記述する内容と申れなけれず扨、一三世紀後半に於ける国王の直属封臣に対して有していた Wardship
	を示しているものであろう。
側からの Wardship と Marriage の権利強化をめぐつて争のあつたこと	いることは、国王と baron との間に、王の側からの Wardship と Marri
例えば Magna Carta に於いて、特に一章を以つてこの問題を規定して	この有利な財源の強化を伴うことになつた。例えば Magna Carta
て、その収入は可成りの額となつたものとされている。一方王権の強化は、	に見られるが、John の治世以後頻繁となつて、その収入は可成りの額とな
て来た結果として現われて来たのは、それらが売却の対象となつたことであつた。既にその早い例は、Henry I の治世	て来た結果として現われて来たのは、それら
められ、又同時に国王の利益のためのこの権利の強化が策された。Wardship 及び Marriage の経済的意味が重視され	められ、又同時に国王の利益のためのこの権
く、権利の行使は全て収入の増加を意味した。従つてこの財源の強化は可成り早くから国王によつて推進されるのが認	く、権利の行使は全て収入の増加を意味した
を負う事になつたのであるが、最高封主たる国王のみは義務を負うことな	得たが、同時に上級封主に対しては同じ義務を負う事になつたのであるが、
であつて、封臣となることのない存在であつた。一般封主は、封臣に対してこのような権利の行使によつて収入を上げ	であつて、封臣となることのない存在であつ
(二八四) 一二八	史 学 第三十五巻 第二・三号

デステレンシュージュージュージュージュージュージュージュージュージュージュージュージュージュ
<ul> <li>す、その対象となるのは軍務封であつた。しかし() 単なる fee simple のみではなく、fee in tail に於いて同 す、その対象となるのは軍務封であつた。しかし() 単なる fee simple のみではなく、fee in tail に於いて同 す、その対象となるのは軍務封であつた。しかし() 単なる fee simple のみではなく、fee in tail に於いて同 す。この身柄に対する後見権によつて後見人は、被後見入の法律上の権利・義務を代行し得た。従つて、被後見- か。この身柄に対する後見権によつて後見人は、被後見入の法律上の権利・義務を代行し得た。従つて、被後見- か。この身柄に対する後見権によつて後見人は、被後見入の法律上の権利・義務を代行し得た。従つて、被後見- か。この身柄に対する後見権によつて後見人は、被後見入の法律上の権利・義務を代行し得た。従つて、被後見- か。この身柄に対する後見権によつて後見人に、つて代行された訳である。即ち死亡した国王直属封臣Aの未成年の相続 来享受し得べき全ての権利は、後見人によつて代行された訳である。即ち死亡した国王直属封臣Aの未成年の相端 来享受し得べき全ての権利は、後見人によつて代行された訳である。即ち死亡した国王直属封臣Aの未成年の相端</li> </ul>
<ul> <li>す、その対象となるのは軍務封であつた。しかし()単なる fee simple のみではなく、fee in tail に於いて国王よう、その対象となるのは軍務封であつた。しかし()単なる fee simple のみではなく、fee in tail に於いて国王よう、その対象となるのは軍務封であつた。しかし()単なる fee simple のみではなく、fee in tail に於いて国王よう、その対象となるのは軍務封であつた。しかし()単なる fee simple のみではなく、fee in tail に於いて国王よう、次に身柄の Wardship はいかなる効果を有したであろうか、又 Constable によつてはいかに考えられたで あろうがにようなとないではたいであつた。この</li> <li>か。この身柄に対する後見権によつて後見人は、被後見入の法律上の権利・義務を代行し得た。従って、被後見人が本か。この身柄に対する後見権によつて後見人は、被後見入の法律上の権利・義務を代行し得た。従って、被後見人がた()</li> </ul>
ず、その対象となるのは軍務封であつた。しかし() 単なる fee simple のみではなく、fee in tail に於いて国王より直接受封する者もこの規定の適用を受けた。(1)「Prerogativa Regis」は、国王が「全ての土地に対しての後見権」) 直接受封する者もこの規定の適用を受けた。(1)「Prerogativa Regis」は、国王が「全ての土地に対しての後見権」) して理解せられていた。 一度、Wardship が発動せられて国王の手に入つた"terrez, tennementz, & hereditamentz"は、相続人が a 小度、Wardship が発動せられて国王の手に入つた"terrez, tennementz, & hereditamentz"は、相続人が a 「度、Wardship が発動せられて国王の手に入つた"terrez, tennementz, & hereditamentz"は、相続人が a 小度、Wardship が発動せられて国王の手に入つた"terrez, tennementz, & hereditamentz"は、相続人が a 「度、Wardship が発動せられて国王の手に入つた"terrez, tennementz, & hereditamentz"は、相続人が a 「度、Wardship が発動せられて国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれ を得るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられた場合には、一層高額の支払が必要であ うの財産が国王の手に没収せられる危険も多く、多くの者は、規定以上の支払を行つて特別のLivery を入手し、国王の ちの財産が国王の手に没収せられる危険も多く、多くの者は、規定以上の支払を行つて特別の上ivery を入手し、国王の ちの財産が国王の手に没収せられる危険も多く、多くの者は、規定以上の支払を行つて特別の人がと考えることは困難であつたし、又 り、例え不当な理由によつて没収せられた場合にも、簡便な恢復手段はなく、複雑な手続の裁判が必要であつたし、又 り、例えて当な理由によって没収せられた場合にも、商便な恢復手段はなく、複雑な手続の裁判が必要であったし、国王の ちの財産が国王の手に没収せられるた後日の有利に利用することが可能であつたから、勝訴することは困難であった。 などりかいて国王はこれを自己の有利に利用することが可能であったから、勝訴することは困難であった。 などの対象となるのは軍務対であつた。しかし()」
*、その対象となるのは軍務封であつた。しかし(一単なる fee simple のみではなく、fee in tail に於いて国王より直接受封する者もこの規定の適用を受けた。(二)「Prerogativa Regis」は、国王が「全ての土地に対しての後見権に いてみならず他の収入を生ずる相続財産は 全て国王の後見権に服する。(二) Magna Carta の規定あるに不拘、国王地のみならず他の収入を生ずる相続財産は 全て国王の後見権に服する。(二) Magna Carta の規定あるに不拘、国王地のみならず他の収入を生ずる相続財産は 全て国王の後見権に服する。(二) Magna Carta の規定あるに不拘、国王地のみならず他の収入を生ずる相続財産は 全て国王の後見権に服する。(二) かいば of estate probenda を取得し、成人に達して hommage を行うか、或は、その以前に於いても特別の Livery を得るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれを得るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれを得るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれを得るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれらの財産が国王が受けたのであつた。一度、何等の事由によつて没収せられた場合には、一層高額の支払が必要であったし、又り、例え不当な理由によって没収せられた場合にも、簡便な恢復手段はなく、複雑な手続の裁判が必要であつたし、又り、例え不当な理由によって没収せられた場合にも、簡便な恢復手段はなく、複雑な手続の裁判が必要であつたし、又り、例え不当なるのは軍務封であつた。し、「ひん」の支払を行って特別の Livery を入手し、国王の参引を得し、成人に達して hommage を行うか、或は、その以前に於いても特別の Livery を引し、国王の参引を引きれて国王の委託した人物によって経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれを引るまで、国王の美国をつたし、マカムを得るまで、国王の支払を行った。し、「世界の何人たるとを問わず、国王の後見権に服する。とが引いて理解せられていた。
<ul> <li>す、その対象となるのは軍務封であつた。しかし()単なる fee simple のみではなく、復離な手続の裁判が必要であつたしり 直接受封する者もこの規定の適用を受けた。(二)「Prerogativa Regis」は、国王が「全ての土地に対しての後り 直接受封する者もこの規定の適用を受けた。(二)「Prerogativa Regis」は、国王が「全ての土地に対しての後り 直接受封する者もこの規定の適用を受けた。(二)「Prerogativa Regis」は、国王が「全ての土地に対しての後 り であった。(二)」「Prerogativa Regis」は、国王が「全ての土地に対しての後 り し、 Wardship が発動せられて国王の手に入つた "terrez, tennementz, &amp; hereditamentz"は、相続 小都 であるまで、国王の支払にした人物によつて経営されその収入は取得せられた場合には、一層高額の支払が必要 から財産の還附を受けたのであつた。一度、何等の両にあるでの方にし、人物によつて経営されその収入を生ずる相続財産は、全て国王の後見権に服する。(二)」の対応が、「支払を行って特別の「正規定法」となるまで、国王の支払が、「本地に対しての後、)」の支払を行うか、或は、その以前にたいても特別の「本本の規定の適用を受けたのであった。(二)」」の法によって経営されるの収入を生ずる相続財産の意味に理解され、「本本」の人に達との規定の適用を受けた。(二)」、「「本本」の後見権に服する。(二)」、「「」」、「本本」」の表別でのであった。(二)」、「「」」、(二)」、(二)」、(二)」、(二)」、(二)」、(二)」、(二)」、(二</li></ul>
ず、その対象となるのは軍務封であつた。一度、何等の事由によつて没収せられた場合には、一層高額の支払が必要であり 直接受封する者もこの規定の適用を受けた。(1)「Prerogativa Regis」は、国王が「全ての土地に対しての後見権」 り直接受封する者もこの規定の適用を受けた。(1)「Prerogativa Regis」は、国王が「全ての土地に対しての後見権」 の tenant が死亡の際 seisin を有する socage 保有地は、授与者の何人たるとを問わず、国王の後見権に服する。と 拡張して理解せられていた。 一度、Wardship が発動せられて国王の手に入つた"terrez, tennementz, & hereditamentz"は、相続人が a が張して理解せられていた。 一度、Wardship が発動せられて国王の手に入つた"terrez, tennementz, & hereditamentz"は、相続人が a が張して理解せられていた。 一度、Wardship が発動せられて国王の通知を受けた。(1)「Prerogativa Regis」は、国王が「全ての土地に対しての後見権」 な得るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれ を得るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれ を得るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれ を得るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれ たるまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれ たるまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれ たるまで、国王の登録を取得し、成人に達して hommage を行うか、或は、その以前に於いても特別の Livery を得るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な誤りを口実にこれ ためい財産が国王の考える。との間上の支払を行って特別の Livery を入手し、国王の たるまで、国王の対象となるのは軍務封であつた。一度、何等の事由によつて没収せられる。この間との の式のようか。
財産が国王の手に没収せられる危険も多く、多くの者は、規定以上の支払を行つて特別の Livery かならず他の収入を生ずる相続財産は 全て国王の後見権に服する。(二) Magna Carta の規定ならず他の収入を生ずる相続財産は 全て国王の後見権に服する。(二) Magna Carta の規定なった。 Wardship が発動せられて国王の手に入つた"terrez, tennementz, & hereditamentz" を、Wardship が発動せられて国王の手に入つた"terrez, tennementz, & hereditamentz" を、Wardship が発動せられて国王の手に入つた"terrez, tennementz, & hereditamentz" た of estate probenda を取得し、成人に達して hommage を行うか、或は、その以前に於いてや るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な望 るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。
2るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な調査で、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細な調査の対象となるのは軍務封であつた。しかし() 単なる fee simple のみではなく、fee in tail 2るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細胞であった。しかし() 単なる fee simple のみではなく、fee in tail 2るまで、国王或は国王の委託した人物によつて経営されその収入は取得せられる。この間些細胞であった。しかし() 単なる fee simple のみではなく、fee in tail
te of estate probenda を取得し、成人に達して hommage を行うか、或は、その以前に於いてきた of estate probenda を取得し、成人に達して hommage を行うか、或し、その以前に於いてきた of estate probenda を取得し、成人に達して hommage を行うか、 use of estate probenda を取得し、 use of estate probenda estate
度、Wardship が発動せられて国王の手に入つた" terrez, での対象となるのは軍務封であつた。しかし() 単なる fee その対象となるのは軍務封であつた。しかし() 単なる fee
が張して理解せられていた。 「Another Section 2015」の な有することを認めているに過ぎないが、「custodia omnium terrearum et tenementorum」の意味に理解され や有することを認めているに過ぎないが、「custodia omnium terrearum et tenementorum」の意味に理解され な有することを認めているに過ぎないが、「custodia omnium terrearum et tenementorum」の意味に理解され なるすすることを認めているに過ぎないが、「custodia omnium terrearum et tenementorum」の意味に理解され なるすする。
の tenant が死亡の際 seisin を有する socage 保有地は、授与者の何人たるとを問わず、国王の後見権に服する地のみならず他の収入を生ずる相続財産は 全て国王の後見権に服する。[4] Magna Carta の規定あるに不拘、を有することを認めているに過ぎないが、「custodia omnium terrearum et tenementorum」の意味に理解されり直接受封する者もこの規定の適用を受けた。(4) 「Prerogativa Regis」は、国王が「全ての土地に対しての後了で、その対象となるのは軍務封であつた。しかし() 単なる fee simple のみではなく、fee in tail に於いて国
地のみならず他の収入を生ずる相続財産は 全て国王の後見権に服する。臼(Magna Carta)の規定あるに不拘、を有することを認めているに過ぎないが、「custodia omnium terrearum et tenementorum」の意味に理解されり直接受封する者もこの規定の適用を受けた。臼( Prerogativa Regis」は、国王が「全ての土地に対しての後日ず、その対象となるのは軍務封であつた。しかし臼( 単なる fee simple のみではなく、fee in tail に於いて国
を有することを認めているに過ぎないが、「custodia omnium terrearum et tenementorum」の意味に理解されり直接受封する者もこの規定の適用を受けた。臼 「Prerogativa Regis」は、国王が「全ての土地に対しての後日ず、その対象となるのは軍務封であつた。しかし臼 単なる fee simple のみではなく、fee in tail に於いて国
「接受封する者もこの規定の適用を受けた。⑴ 「Prerogativa Regis」その対象となるのは軍務封であつた。しかし⊖ 単なる fee simple
その対象となるのは軍務封であつた。しかし() 単なる fee simple

	る相 が、 が、 が な な れ た た た で た で た で た で で で で で で で で で で で で で	
<ol> <li>Bracton の規定に</li> <li>2) Bracton 時代には</li> <li>2) Bracton 時代には</li> <li>この結婚同意権は</li> </ol>	史 史 、 C が他のいかな 、 この権利も国王 、 この権利も国王 、 この権利も国王 、 に た 人を択ぶか国 した人を択ぶか国 に に た の 権利も国王 に い の 権利 も国王	
との結婚同意権は結婚決定権ともなり、又男子にも拡大された。Bracton 時代には、末成子の女子相続人の結婚のみならず、父侵犯行為であつた。 Bracton 時代には、末成子の女子相続人の結婚のみならず、父侵犯行為であつた。	<ul> <li>皮 学 第三十五巻 第二・三号</li> <li>るが、従来の結婚を破棄した場合には、国王の後見下に入るものとされた。</li> <li>皮 学 第三十五巻 第二・三号</li> </ul>	
ならず、父の存命中に於いついての後見権を有し、他人のの支払いを行い かつ またまた	Dの後見権はBの後見- Fの後見権はBの後見- 所の後見権はBの後見- がは結婚同意(=決定) なまで国王に女子相続- るまで国王に女子相続- るまで国王に女子相続- などが出来る。」(Si m maritata fuerint unc maritata fuerint unc elig ure possit & tunc elig	
Bracton 時代には、末成子の女子相続人の結婚のみならず、父の存命中に於いても、女子の結婚には 封主の同意を要した。Wardship の内容であつた。一方、相続人の結婚のみならず、父の存命中に於いても、女子の結婚には 封主の同意を要した。侵犯行為であつた。 一方、相続人の募柄についての後見権を有し、他人が当相続人の後見者となるととは封主の権利収め得、一方未成年者たる相続人の養育、故人の借財の支払いを行い かつ ま た当該封の責任を有した。これが封についての収め得、一方未成年者たる相続人の養育、故人の借財の支払いを行い かつ ま た当該封の責任を有した。これが封についての	<ul> <li>(二八六) 1三〇</li> <li>(二八六) 1三〇</li> <li>文化価のいかなる封主より土地を保有するも、Dの後見権はBの後見人たる国王のものであり、又Cの死後、Cが価のいかなる封主より土地を保有するも、Dの後見権はBの後見人たる国王の利益を増大せしめるに大に貢献した。</li> <li>Wardship と並んで利益の大きかつた封建的附帯義務は結婚同意(二決定)権であつた。「Prerogativa Regis」第に結婚した人を択ぶか国王の推す人を択ぶかを決定することが出来る。」(Si mulier ante mortem antecessoris suis qui de rege tenet in capite ante annos nubiles maritata fuerint unc rex habebit custdodiam corporis iposius mulieris usuque ad etatem quod consetire possit &amp; tunc eligat ipsa utrum maluerit habere in virum illum cui primo maritata fuerit vel alium quem rex ei optulerit.) と規定している。このようで「彼女は最初でいかで、「知道会」にして、この権利も国王の推す人を振ぶかを決定することが出来る。」(Si mulier ante mortem antecessoris suis qui de rege tenet in capite ante annos nubiles maritata fuerint unc rex habebit custdodiam corporis iposius mulieris usuque ad etatem quod consetire possit &amp; tunc eligat ipsa utrum maluerit habere in virum illum cui primo maritata fuerit vel alium quem rex ei optulerit.) と規定している。このようで可能表示の結婚関係を続けて国王の後見下に入るものとされた。</li> </ul>	

(☆) これが所謂 Prerogative Wardship である。

4 Maitland によれば、Geoffrey de Mandeville は Countess of Gloucester と彼女の土地のために二〇、〇〇〇マルク № (Rot. Fin. 1, 163, 177, 230, 234). Pollock and Maitland, Hist. of Eng. Law. Vol. 1, p. 322. を John 王支払つて居り、又 Henry III の治世の初期には、wardship と marriage とは chattel として売買されてい

(15) Magna Carta Ca. 3.

habeat hereditatem suam sine relevio et sine fine. Si autem heres alicujus talium fuerit infra etatem et fuerit in custoidia, cum ad etatem pervenerit

Ca. 4.

emendam, et discretis hominibus de feodo illo, qui de exitibus respondent nobis vel ei cui eos assignave illius nobis respondere debeat, et ille destruction de custodia fecerit vel vastum, nos ab illo capiemus illo qui similiter nobis respondate sicut predictum est. fecerit vel vastum, amittat ipsam custodiam, et tradatur duobus legalibus et descretis hominibus do feodo rimus: et si dederimus vel vendiderimus alicui custodiam alicujus talis terre, et; ille destructionem inde vel rerum; et si nos commiserimus custodiam alicujus talis terre vicecomiti vel alicui alii qui de exitibus exitus, et nacionabiles consuctudines, et racionabilia servicia, et hoe sine destructione et vasto hominum Custos terre hujusmodi heredis qui infra etatem fuerit, non capiat de terra heredis nisi nacionabiles

6 Si aliquis teneat de nobis per feodifirmam, vel per sokagium, vel per burgagium, et de alio terram teneat parve serjeanterie quam tenet de nobis per servicium reddendi nobis cultellos, vel sagittas, vel hujusmodi. nisi ipsa feodifirma debeat servicium militare. Nos non habebimus custodiam heredis vel terre alicujus per servicium militare, nos habebimus custodiam heredis nec terre sue que est de feodo alterius, occasione (ca. 37) illius feodifirme, vel sokagii, vel burgagii; nec habebimus custdiam illius feodifirme, vel sokagii, vel burgagii

所謂 Fiscal Feudalism の一面

(二八七) 一三一

て足ることが規定された。この金額は Glanvill	は相続に際して買戻される必要はなく、適法な一定金額の支払を以つて足ることの手に戻いたのである。ここに Meller の根拠カあるとおれているか mellfy 1の	相続に際
WTO Communication Channel (1)、(1)、(1)、(1)、(1)、(1)、(1)、(1)、(1)、(1)、		ふいものと
の封に対して高々強い要求権を認められたに過ぎ	つて少くも軍務付き封は、受封者死亡後は封主に還附せられ、子はその封に対し	て少くも
て相続権を認められていたとは考えられない。従	き封に関しては、子が、騎士たるの能力いかんに不拘、当該封に対して相続権を	し封に関し
確立していなかつたものと思われる。特に軍務付	Conquest 直後の社会に於いては、土地保有の世襲制は	Norman
後見権も取得したものと思われる。	この場合 Constable は身柄のみの後見権を考えているが、土地への後見権も取	14 ح
	Thorne, Prerogative Regis, pp. 131~133.	(13) T
	Thorne, Prerogative Regis, pp. 68~69.	(12) T
•	Thorne, Prerogative Regis, pp. xvii∼xix.	(11) T
	Thorne, Prerogative Regis, pp. 21, 25.	(10) T
•	Thorne, Prerogative Regis, p. 8.	(ອ) T]
	Thorne, Prerogative Regis, p. 13.	( <b>∞</b> ) T]
	部の土地に関しては常の封主の権利と、身柄についての wardship.	(c) 
	wardship をもたず、身柄については、その封関係の prioity によつて決る。	Wa
ために、国王も通常の封主と同じにその封に対してしか	土地については、当該封については、それが ut de honore であるために、国	(中) 土
	rights によつて、wardship を有する場合、	ri
つき、何人から軍務付き封を保有するも、Prerogative	国王が死亡せる封臣の土地及びその末成年の相続人の身柄との双方につき、何人	
-	Prerogative Wardship には詳細に言えば次の三種の場合がある。	(7) P1
(二八八)一三二	学 第三十五巻 第二・三号	史

(二八九) 一三三	所謂 Fiscal Feudalism の一面
成年なる時、国王が seisin を得る権利と考えていた。	seisin を有していた土地に対して当の国王直属封臣の後継者が成年なる時、
Lを、何人から保有するにせよ、直属封臣死亡に際し、	窺われると言われている。扨、Constable は、premier seisin を、
「Prerogativa Regis」の Readings に於いてもその苦心が	この新らしい解釈は仲々困難であつたらしく、現存の「Prer
	この状態は一六六〇年軍務付き保有が廃止せられるまで続いた。
土地に対しても premier seisin が課せられるに至り、	大きい拡張解釈が看過される事はなく、他の封主から保有する土地に対しても
と思われる。しかし Tudor 朝に入つてこの利用価値の	治世以前にも、この拡大の試みに行われたことがなかつたものと思われる。
大されていたとは考えられない。そして Henry VII の	対する権利が、直属封臣の他の封主より保有する土地にまで拡大されていたとは考えられない。そして Henry VII の
er seisin の権利及びそれに服する土地からの全収入に	は de quocumque tenemerunt とは書かれて居らず、 premier seisin の権利及びそれに服する土地からの全収入に
。これは当時に於ける国王の特権であつた。この文書に	moris est et cepit homagium huismundi heredis) ゃある。
ementorum donec factor fuerit inquisicio prout	$\mathfrak{DR}$ (capiendoomnes exitus eorundem terrarum et tenementorum
)及び「保有」(tenementum)の全ての収入を手に収	了し、相続人の hommage が行われるまで、当該土地(terra)
nus seisinum を有し「inquisitio post mortem が完	「Prerogativa Regis」の第三章は、国王は、この場合 primus seisinum を有し「inquisitio post mortem が完
持ち得なかつたのである。	relief を支払い終るまで、相続財産たる封に対する seisin を持ち得なかつた
氐、直属封臣は、封主たる国王に hommage を行いかつ	の封に対して liberum seisinum への権利を有していた。夫故、直属封臣は、
相続人の seisin と共存し得る seisin を保有し得た(Statute of Malborough. ca. 16)。国王は又直属封臣	関して、相続人の seisin と共存し得る seisin を保有し得た
2、かつ Relief の支払われるまでは、相続さるべき封に	の他に、封主は、受封者の相続人によつて hommage が行われ、
「時代までに、一〇〇マルクと定められた。この Relief	時代には、一騎士領  00 志 又 Barony については、 Edward I 時代までに、

•

例えば Constable は premier seizin を、単に土地に対する権利と見ているのに対し(前掲書 pp. 49~51.)Frowylc は土定そのものは、Statute of Marlborough とは違わないが、「Prerogativa Regis」の規定は、国王直属封臣が、その封主でそれはもつと大きな利益を得る収入源となるべきものとしている Constable, Spelman と、「Prerogativa Regis」の規	(5) 例えば Constable は preの何人たるを問わず、彼の定そのものは、Statute o
(Coronation Charter, ca. 2.) Pollock and Maitland. Vol. I, pp. 308~309. Thorne; Prerogativa Regis, p. xxii.「Prerogativa Regis」の内容が Statute of Marlbarough の規定と異るもの	(Coronation Charter, ca. 2.) (の) Pollock and Maitland. Vol. I, pp. 308~309. (サ) Thorne; Prerogativa Regis, p. xxii.「Pre
Si quis baronum, comitum meorum sive aliorum qui de me tenet, mortuus fuerit, haeres suus non redimet terram suam sicut faciebat tempore fratris mei, sed justa et legitima relavatione relevabit eam	(∾) Si quis baronum, comit terram suam sicut faci
1) Maitland は、世襲制が古くから認められるとしているが(Pollock and Maitland: History of English Law, vol. II. pp. 260以下)、この Maitland の見解に対しては、異論もある(c. f. S E. Thorne, "English Feudalism and Estates of Land. Camb. L. J. (1959))、しかし この新見解も尚一つの意見の域を出ないようである。ここでは、最近の概説書 Simpson. Introduction to the History of Land Law. (Oxf. 1961) などによる。	(1) Maitland は、世襲制が古 pp. 260以下)、この Maitl of Land. Camb. L. J. Simpson. Introduction
- 国王の特権は全ての無体物財産にも拡大されたのである。	臣と、国王の特権は全ての無体
~	無視せられ、fee in tail, fee fo
ieant. netit serieant. socare 全ての呆有型式こ商用され、又「seisisti in dominico ut de feodo」とある良主もvicium militare, と限定があるのに反し、第三条にはかかる限定が見られない。それ故に、軍務付き封、 grand ser-	ieant. netit serieant. socage
つた。又「Prerogativa Regis」第一条には omnium terrarum eorum qui de ipso tenent in capite per ser- 従つて彼の考えに従えば、premier seisin に服する人々の範囲は、prerogative wasrdhip に服した人々と同一であ	つた。又「Prerogativa Regis」 従つて彼の考えに従えば、prem
第二・三号(二九〇) 一三四	史 学 第三十五巻

	所謂 Fiscal Feudalism の一面 (二九一)	「Prerogativa Regis」 第五条の姉妹間の共同相続に関する規定も又同じく国王直属封臣増加の目的のために利用さ	これが、国王直属封臣創設のための手段として利用されることになつたのであつた。	dower に関しては、Chancery に申請しなければならなかつたから、結局 dower は国王の直属封の内より設定され、	を受けることとなり、又既に dower の設定が行われていた場合にも、国王から保有するこ と に な る。そして寡婦は	しかし Henry VII の治世以後、この「si vidue voluerint」は無視せられ、全ての寡婦は、国王によつて dower	jurabunt quod non maritabunt se sire licentia regis) ムレアンゆ。	$2 \le 1^\circ$ (vidue ille ante predictam assignacionem dotis, predicti heredes fuerint plene etatis vel infra etatem,	合にも未成年なる場合にも、寡婦は国王の許可なく再婚しないことを、設定の行われる以前に、誓約しなければならな	suam que eas contingit, licat heredes fuerint plene etatis, si vidue voluerint)そして「相続人が成年の場	が寡婦に dower を設定し得る」、(assignabot viduis post mortem virorum suorum qui de eo in capite dotem	に処置すべきかを規定したものであつた。即ちそれは「相続人成年の場合でも、寡婦これを望む時には、彼(=国王)	るために、相続人は成年に達していてもその封を処分し得ない。「Prerogativa Regis」の第四条は、この状況をいか	が、dower を設定するのが原則であつたが、国王が封主たる場合は、国王は当該の封に対する premier seisin を有す	に dower を設定する場合に、封臣の相続人が成年に達していた場合には、相続人が、又未成年の 場合に は、後見 人	「Prerogativa Regis」の第四章は、dower についての規定である。一般封にあつては、封臣の死亡に当り、未亡人	らい。 1000-100-100-100-100-100-100-100-100-10	地と、その seisin の下におかれた場合の土地から収入への権利双方を含むと言つた如く、Readings の間の見解の相違も大		
--	----------------------------------	---	--	---	---	--	---	---	---	---	--	---	---	--	--	---	--	--	--	--

である。 は、一三世紀末葉以降、quia Emptores 以後一般封に対しては、行われなくなつた所のものであるが、この原則は正 participatur inter heredes illss ita quod quilibet eorum extunc partem suam tenebit exrege) ぃねぺ。ぃれ の manor に夫々持分を持つように取計らわれ、出来得限りの配慮を以つて、国王の収入源の減少する機会をさけたの を直接国王から保有する封臣が死亡し、三人の coheir に分割される場合も、各人が一 manor をではなく、各人が三 に Tudor 王朝の国王直属封臣創設の政策と一致するものであつた。これは正に、各 coheir に対して国王が後見権或 cendat particibus tunc ommes illi heredes faciunt homagium regi etilla herreditas que tenetur de rege よつて、各人が国王からの部分を保有するようにする」(Si una heredistas que tenentur de rege in capite des-合、全相続人が王に homage を行い、国王から保有する相続財産はこれらの相続人の間に分たれ、かくしてもそれに れたのであつた。即ちそれは「国王から直接に保有する一つの相続財産が coparcenes(particibus)に伝えられた場 いは premier seisin を得る機会をそれだけ多くすることであつたのである。この目的のためには、例えば三の manor 灾 第三十五巻 第二・三号 (二九二) 一三六

註

(~) Thorne. Prerogativa Regis, p. xxvii

2 Thorne は、Reading on Prerogativa Regis U.L.C. M.S. Ee 5.22, fol. 346<sup>v</sup> に於ける次の記事から寡婦は「もし望 que ele soit endowe en le chauncerie el navere son dower devaunt laffians fait Thorne; Prerogativa Regis ele soit endowe per leire proces isourera enver luy de venir einz pur faire son affians al roy. Mez en cas p. xxviii. 尚 dower 一般については、Simpson; Introduction to the History of Land Law, pp. 64~65 むならば」dowery 設定を、相続人の成年に達するまで延し得たものの如くに考へられてゐたとしてゐる。(Et en cas que

所謂 Fiscal Feudalism の一面 (二九三) 一三七
務を傷はざる限り、是認されていた。しかし、既に一方に於いては、軍務よりも封建的附帯義務が重要となつて来たこ(m)(m)(たりと規定している。 Bracton に於ても、又、同じく、封の移譲が、封によつて 保証される勤
封に結付く勤務を封主に提供し得ざる程に、彼の(保
題に対しての最初の明確な規定は一二一七年の Magna Carta に始る。即ちその第三九条には、「いかなる自由人も、
際封主の利益を考慮すべきこと、又 subinfeudation に当つては封主の同意を要することを述べている。しかしこの問
Henry II の治世のものである Glanvill に於いては、封臣による封の自由処分権は可成り認められてゐるが、この
なる進化を示しているかについて簡単な展望を試みてみよう。
の利益と、他方に於ける封移譲の傾向との間にあつて、イギリス封建法の諸文献がこの問題に対する立法に関していか
にとつては利益ではなかつた。しかし現実には可成り実行されていたことも事実であつた。そこで、一方に於ける封主
feudation によるにせよ、封の全体についてせよ、又一部についてせよ、封臣が第三者に封の移譲を行うことは、封主
事態は同避されなければならない。既に Maitland も明らかにしているように、Substituation によるにせよ Subin-
既に上述したように、封建制度の存在意義が封臣の提供する勤務にある限り、勤務の逐行を不可能にする恐れのある
七条である。
最後に封建制度の変容を窺ひ知る上に我々に最も興味があるのは、alienation を規定した「Prerogativa Regis」第
(ᠳ) Thorne, Prerogativa Regis, pp. xxxi~iii.
assigner dower.
$(\infty)$ Et lestatute est si vidue ille voluerint. etc., Et ceux parols sount voidez quar le roy en tiel cas doit

servicium militare poterit alienare maiorem partem terrarum suarum ita quod residuum non sufficiat ad
遂するに不充分なまでに、土地の大部分を移譲することは出来ない。」(Nullus qui tenet de rege in capite per
な規定であつた。即ち、それは、「軍務のためは国王より直接受封する者は何人も、王の許可なく、残余部分が勤務を完
「Prerogativa Regis」 第七条の alienation の規定は、この Statute of Quia Emptores の以前の、Bracton 的
すものは封の財産権的意味の強化があつた。
封授受関係に伴ふ附帯的義務の意義が強く前面に現はれて来たのであつた。そしてこの時代の土地法の立法の精神をな
勤務の社会の基本的な短帯としての機能の後退即ち封建制度の公的、軍事的、政治的又は裁判的要素の稀薄化を示し、
於けるその発達、軍制上に於ける Feudal Levy の意義縮少等、本来的な意味に於ける封建制度、封の授受関係に基く
などの所謂 Parliamentary Monarchy への移行期であり、封建的 Curia Regis から議会制度の出現とこの以後に
れによつて、封建的附帯義務の徴収る容易にしようと国王の意図に発するものであつたことである。時は正に、Jolliffe
ここ挙記して置くべきであろう。唯、ここで注目して置くべきことは、このStatute が封の授受の関係を固定化し、そ
Feudalism」、或は「Bastard Feudalism」と称せられる中世未期の社会への起点をなすことは、最も重大な点として
この法令の意味は、諸方面から考察されなければならない。しかし封の移動に重大な制約を加えたことが、所謂「New
許可なくして全ての subinfeudation は Statute of Quia Emptores(一二九〇年)によつて禁止されたのである。
Religiosis(一二七九年)によつて 禁止され、更に、いかなるものにもせよ、全部たると部分たるとを問わず、国王の
wardship, marriage relief, escheat への機会を失はせる意味で反封されている。この点については、Statute of de
とはために、決して死ぬことが な く 従つて保有者の相続 又結婚もなかつた宗教団体への封の移譲は、封建的附帯義務
史 学 第三十五巻 第二・三号 (二九四) 一三八

ここには本来の封建制からの更に一段の逸脱が見られる。
著しく拡張された解釈を適用することによつて、王朝の当面する財政上の目的に奉仕すべく活用されることになつた。
のであるが、これが Tudor 朝に入つて、Statute of Quia Emptores 以前の規定そのものの文言に逆行し、それに、
授与の権の利用により、国王の財政目的に役立たしめられたこと自体が、本来の意味での封建制度からの逸脱を示すも
制約を加え、勤務及び附帯義務徴収の確保を目指した Statute of Quia Emptores が、むしろ国王に留保された特許
に於いても、勿論 licence を得るために国王に支払われる fee の収入は可成りのものであつた。こうして封の移動に
fee の収入のために、可成り広範に移譲の許可を与えていたことは、中世後期を通じて認められる処である。Tudor 朝
一方、先述した Statute of Quia Emptores が封の移譲に制限を加えたものであつたに不拘、国王は、licence の
の意味とは違つた意味に於いて王権に奉仕したことに注目したい。
王の手に入つた。ここでは明らかに古い規定へ逆行が見られるが、しかしこの古い規定の意味が全くその規定制定当時
の年価値と同額の fine の支払はれるまで還付せられない。又没収から還付までの間の期間、該当土地の収入は全て国
扨、上述の各項に該当する行為が、国王の許可なくのて行われた場合、該当する土地は国王に没収せられ、その土地
らず、in tail, for life などの限定封もこの規定の効力下に置われた。
som in gross, rents, franchioes, 及びその他の無体の財産も又この規定の効力の下に加えられ fee simple のみな
たのであろうか。単に軍務付きの直属封のみならず、socage 保有もこの規定の将内に加えられたのみならず、advow-
faciendum inde servicium sine licencia regis…)とある。この規定は、Tudor 朝に於いていいかように解釈され

所謂 Fiscal Feudalism の一面

(二九五) 一三九

,

<ul> <li>史 学 第三十五卷 第二・三号 (二九六) 一四〇</li> <li>社</li> <li>(1) Pollock and Maitland, History of English Law Vol. L p. 819.</li> <li>(4) Bastard Feudaism ECD-Sr &amp; Garglish Law Vol. L p. 819.</li> <li>(5) pollife, The Constitutional History of Meiaval English. (3rd Ed. 1954). pp. 304-408.</li> <li>(6) Thorne, Prerogativa Regis. pp. 138-4.</li> <li>(7) 前掲着、p. 135-46.</li> <li>(8) 例えば国主菌属対応人がBEC対して fee simple として、封の一部を移譲する許可を得て、限定対として長た場合、又は「「一切掲載」、pl. 304-408.</li> <li>(9) 例えば国主菌属対応人がBEC対して fee simple として、対の一部を移譲する許可を得て、限定対として長た場合、又は「回日の許」は、対応可なる。二三の歴史家がこの Tudor 朝下の封建開催の強化をそれが財政的目的に本のと化してワっていたくとも事実である。二三の歴史家がこの Tudor 朝下の封建開催の強化をそれが財政的目的に本していたのととも事実である。二三の歴史家がこの Tudor 朝下の封建開催の強化をそれが財政的目的に本化セイがためと変容されて行われたが故に、Fiscal Feudalism の名称を以つて呼んでいる理由も容易に理解せらるるであろう。</li> <li>この封建的附帯義務の強化・拡大によつて、又どの程度にまで、Tudor 朝の財政問題が処理し得たかは、Bell の推定に、Tudor 朝の収入に関するを附表によく示されている。</li> </ul>
--

this is expressep by lawyers in their common saying, "The King is prerogative." As yet the term prerogative
differing from the rights of other men rather in degree than in kind. At the beginnings of Edward I's reign
(補註1) 中世封建法下の王権について、 Maitland は次のように述べている。 The rights of the kings are conceived as
如き近世初頭の「ローマ法継受」の行はれなかつたことを述べている。
である Common Law の枠内に於けて当面の王権強化の要請が事実上解決し得た所に、イギリスに於いては他国に於けるが
者の超越的傾向を指摘し、後者の Common Law の枠内に於ける発展に注目している。彼はイギリスに於いては中世の伝承
て、ヨーロッパ大陸諸国の所謂 New Monarchy とイギリスに於ける New Monarchy である Tudor 朝とを比較し、前
(1) Holdoworth はその大著 History of English Law Vol. IV. に於いて Tudor 朝を取上げて論じてゐるが、ここに於い
あながち無意味とは考えられいものと思われる。
が、素材としてであれ利用されたか、又一方に於いては、同じ原則がいかに歪曲せられたか、を具体的に示すことも、
して、Tudor 朝の当面する一つの緊急の課題であつた財政問題の解決にいか程に、伝統的な Common Law の原則
本小論を以つて、その解答としようとする意志はないのではあるが、こうした問題の解答を準備する一つの基礎作業と
う。勿論、Tudor 朝の性格をめぐつてその連続・断紀という大きな問題に対しては、多少係わる処があるとしても、
素材として利用しつつ、新事態の要請に答えて行つた所に、所謂「イギリス史の連続性」の一つの実例を見得るであろ
過去から伝統的に継承された Common Law を、いかに目的に適合せしめんがために加工、変容を加えたとは言え、
伝統的な Common Law の原則を利用したのであつた。抽象的理念に訴へて、過去との断絶を図る方法によらずして、
訴えて、過去とは全くの断絶に於いて、強行されたかに見える Tudor 朝初期の幾つかの政策も、その法的根拠として、
いかに拡張解釈が施されたとしても、その根柢には、中世法の規定が生きていたのであり、ともすれば国王の全能に

所謂 Fiscal Feudalism の一面

(二九七) 一四一

,

学 第三十五巻 第二・三号

史

(二九八) 一四二

given to others by the ordinary law, but that we are likely to find that each particular right is intensified is hardly used except in this adjedtival manner. It suggest to us that the king has the rights which are 建法上の特権は、他の領主の封主としての権利とは全く別種のものではないから、一章を別にして規定する必要はなく私法上の各 それが単に通例の wardship の強化されたものに過ぎないことを明らかにし、更に中世法の法典が編纂されたとすれば、王の封 when it is the king's; the usual definition of it is exceeded. と述べ、一例として prerogative wardship に触れ、 項目を取扱う各章の未尾に、この項が王に対して適用される時には、強化される念を附記すれば足りたとしている。

			_				_													
1607	1603	1597	1596	1595	1585	1584	1583	1573	1572	1571	1561	1560	1559	1549	1548	1547	ۍع بع	Mich.	Year	
17822	21923	7372	5660	2164	5533	13936	2437	5718	3650	3799	3417	5080	841	2385	66	1361	£	and R.G.'s debt)	(including	Arrears
7512	5722	6722	6302	6366	6007	5013	5270	9580	10610	10065	13812	11042	10125	5584	4762	5914	°tr	warus Lands	Issues of	•
4240	3514	2669	2550	3482	2762	2975	2470	3047	3055	2547	6296	5497	5003	1881	816	1117	<b>گئ</b>	Marriages	Wardships	Sales of
617	541	197	218	226	260	179	185	356	281	215	916	573	625	100	10	31	ზი	Rates	Mean	-
1831	1831	1717	1068	1000	1005	1935	1775	1718	1250	1084	1247	1563	1761	1932	1264	893	ഷ്	Lexeries	fes for	
48	29	51	9	11	27	25	27	10	13	32	97	73	115	ł	1	1	8t5	-pts	Fines for	
100	126	79	100	30	22	62	108	139	181	140	145	61	18		1	1	<b>245</b>	Widows to Marry	for	
2413	1794	1115	1248	1193	211	255	254	261	218	164	185	525	359	]	J	-	ers	Leases	Fines for Primer	
]	]	]	]	•	]	.]	1	1			1	]		]	. ]	•	<del>گ</del> ه	Seisins	Primer	
	]	сл	6	34		]		200	1140	200		]				]	840	Items	Other	
36583	35480	20926	20159	17506	19826	27380	15527	23030	23399	20247	34115	30412	22838	12882	7951	10317	, <del>دي</del>	Arrears	Total	

GROSS INCOME